

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年8月30日 12時03分ごろ
発生場所	福岡県福岡市能古島東岸沖 残島二等三角点から真方位081° 970m付近 (概位 北緯33° 37.3′ 東経130° 18.8′)
事故の概要	水上オートバイマリンセーバーは、南進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年9月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ マリンセーバー、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	290-63987福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口を伴う擦過傷、機関に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2.5m/s 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 155cm（博多港 東浜ふ頭）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、遊走の目的で、約70km/hの対水速 力で南進中、船長が、ふだん点在する水面上の岩を見て浅瀬を避けてい たが、水面上の岩が見えなかったので、能古島東岸に近寄って航行して いたところ、浅瀬（岩）に乗り揚げた。 海図W1227（博多港）によれば、能古島東岸に沿って、浅瀬 （岩、石、砂）が広がっている。
分析	本船は、南進中、船長が、能古島東岸沖の水路状況を知らず、同島東 岸に近寄って航行したことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南進中、船長が、能古島東岸沖の水路状況を 知らず、同島東岸に近寄って航行したため、浅瀬に乗り揚げたもの と考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考 えられる。 ・海図やプレジャーボート・小型船用港湾案内（Sガイド）によ り、障害物や目標となる物標の情報を収集し、安全に航行できる 水域を航行すること。